

## 「カープV預金2026」規定

「カープV預金2026」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、また、この規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定、並びに「カープV預金2026」景品規定、「カープV預金2026」懸賞金規定により取扱います。

### 1. 取扱期間

2026年3月2日（月）～2026年6月30日（火）

### 2. 規定に使用する用語の読み替え

「この預金」を証書式で預入している場合は、規定の中の「通帳」は「証書」と読み替えてください。

### 3. ご利用できる方

個人の方に限定させていただきます。

### 4. 預入金額

初回の預入金額は、1口10万円以上1,000万円未満とします。  
なお、「この預金」は、小切手その他の証券類でのお預入れはできません。

### 5. 預入期間

1年（自動継続）

### 6. 自動継続

- 「この預金」は、満期日に「カープV預金」に自動的に継続します。
- 継続を停止する時は、満期日（継続をした時はその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があった場合は、満期日以後にお支払いします。

### 7. 適用金利（固定金利）

- 初回預入時は、スーパー定期、スーパー定期300の利率を適用します。
- 自動継続した場合は、継続日のスーパー定期、スーパー定期300の利率を適用します。  
※自動継続後の新元金が1,000万円以上となる場合も、スーパー定期300の利率を適用します。

### 8. 利息

- 利息は、預入日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの日数および適用金利によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。
- 利息は、満期日（継続したときはその満期日）に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- 継続を停止した場合の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続した時は最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。

預入期間6か月未満	解約日における普通預金の利率
預入期間6か月以上1年未満	預入日（または継続日）におけるこの預金の「6か月」利率×70% ※解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ※小数点第4位以下は切捨てます

- 付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 9. 譲渡、質入れの禁止

- 「この預金」、および証書、通帳、景品は、譲渡または質入れすることはできません。
- 当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。
- 「この預金」について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は景品にもおよびものとし  
ます。

### 10. 次年度以降の「カープV預金」取扱中止の場合

次年度以降、諸般の事情により「カープV預金」の取扱いを中止する場合は、満期日までに当行ホームページまたは店頭でお知らせします。その場合、継続後の特典（景品）は付きません。

以上

(2026年3月2日現在)